

千葉市公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月8日

千葉市長 熊谷俊人

### 千葉市規則第3号

#### 千葉市公有財産規則の一部を改正する規則

千葉市公有財産規則（昭和40年千葉市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「及び室（課に置かれる室を除く。以下同じ。）」を削り、「昭和45年教委規則第4号」を「昭和45年千葉市教育委員会規則第4号」に改める。

第24条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第24条第1項の規定は、平成31年10月1日以後の貸付けに係る貸付料について適用し、同日前の貸付けに係る貸付料については、なお従前の例による。